

■千代田区緑の基本計画（素案）に対するご意見の概要と区の考え方

NO	該当箇所	意見提出者の区分	意見概要	区の考え方
1	第1章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人 その他の団体	<誤字・脱字に関するご指摘> ・「グレーインフラ」、「グリーンインフラ」に誤字脱字あり	ご指摘のとおり修正いたします。
2	第3章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人 その他の団体	今般の千代田区緑の基本計画の策定により、良好な緑の環境推進が一層図られることを期待している。 SDGs や脱炭素といった、サステイナブルな都市を形成していくための取組みを念頭においた本計画は先進的なものであると考える。 緑の存在を最大限に発揮し、多様な効果を生み出すグリーンインフラの考え方を盛り込むことにより、環境問題のみならず災害や防災などにおいても有効であると考えており、区における様々な社会問題にも寄与することを期待する。	「緑がつながる 人・まち・未来」を基本理念とする本計画に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。多様な人が、豊かな都心生活をおくることができる持続可能で魅力的な都市を形成していくために、緑が持つ多様な機能を活用する取組みを進めてまいります。
3	第3章	1.区内に住所を有する方	緑は人にとっても区民にとっても都市生活者の重要な要素であり、前世代から受けついでた財産を次世代へつなぐのが現世代の役割である。	第3章 基本理念（P24）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。
4	第3章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人 その他の団体	様々な指標について総合的に評価する視点に賛同し、一律の評価ではなく複合的な視点で捉えることを期待する。 緑視率については、物理的に緑を増やすという解釈を避けるため、「人の目に映る質の良い緑」という表現で加筆することが好ましいと考える。	第3章 共有指標（P33）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただくとともに、ご指摘を踏まえ、「人の目に映る質の高い緑」という表現に修正します。
5	第5章	1.区内に住所を有する方	街路樹は、少ない緑地のなかで緑をつなぐ存在であり、日照りの夏には大きな緑陰で歩道の温度を下げる。大事な千代田区の緑の財産として活用する視点、防災上も街路樹を大きな緑の基幹としてとらえる視点、街路樹を適切に管理する視点がない。	ご指摘のとおり、街路樹を含む緑には、ヒートアイランド減少の緩和や防災・減災の機能、健康・福祉の機能など、様々な機能があることを認識しており、「本区における緑の役割」（P14）にお示ししております。街路樹の取組みにつきましては、第5章「空間をつなぐ」を構成する施策の一つである「生物の移動等に配慮した、美しい景観を創る緑のネットワークの形成」（P48）でお示しているのとおり、街路樹の整備や適正管理、健全度診断などの取組みを進めてまいります。
6	第5章	1.区内に住所を有する方	区内の歩道にベンチの設置を考えて欲しい。 千代田区の歩道の街路樹や植え込みの緑には、花の咲くものが少ないこと、種類が限られてること、名札がついていないことと、疲れた時に座って休めるようなベンチがほとんどないことが残念である。 路地の緑や緑側や外に出していた長椅子での近所の人々との交流が今は少なくなりました。これからは緑とともに歩道にベンチを置くことで、高齢者は助かり、また、「歩いて楽しい歩行、新しい滞留空間の形成」につながるのではないかと考える。	ご意見のとおり、ベンチの設置など必要な設備を整えることは、歩いて楽しい歩行、新しい滞留空間の形成に重要と考えております。その観点から、第5章 2 空間をつなぐ（P48）において、歩行空間における快適性の確保、滞留場所となるオープンスペースの創出に関する施策をお示ししております。ご提案いただいた内容については、今後の取組みの参考にさせていただきます。
7	第5章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人 その他の団体	芝地などの緑被地の整備については、雨水浸透やヒートアイランド、景観の面で効果を発揮するが、一般的なブロック舗装よりもメンテナンスがかかるため、総合的な評価のうえ開発誘導するなど、施策への反映を期待する。容積緩和などの柔軟な対応を要望する。	第5章 安心をつなぐ（P52）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。具体的なご提案については、今後の取組みの参考にさせていただきます。
8	第5章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人 その他の団体	質の高い緑地の形成について、新規および既存の公開空地の設えについて、インセンティブの誘導につながる施策を期待したい。公開空地に、大型のパーゴラ等の設置も可能として頂く（日陰が生まれ、しゃれまち等とともにテーブル・椅子を木陰下に設置でき、活性化できるため）など、他法令と併せた制度の構築に期待したい。	第5章 人とまちの縁をつなぐ（P55）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。具体的なご提案については、今後の取組みの参考にさせていただきます。

NO	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
9	第6章	1.区内に住所を有する方	地域と地区が混在し混乱をまねくおそれがある。千代田区を行政区分で分けることで、区民との意識の乖離を起こしている。	ご指摘のとおり、本計画で示している地域と、実際のまちづくりにおける地域が一致しないことはあるかと存じます。その際は関係する複数の地域特性等をふまえてまちづくりを進めることとなります。本計画における地域については、分かりやすさの観点等から一定の区分けが必要であり、ご指摘のような不一致があることはご理解いただければと思います。
10	第6章	1.区内に住所を有する方	「第6章 地域別の緑の方針」の地域区分図に、基本の道路の表記が無い。大きな幹線道路を表記することが必要。	ご指摘を踏まえ、図を修正いたします。
11	第6章	1.区内に住所を有する方	皇居は千代田区の20%を占め、別格・独自の存在であり、千代田区民の宝でもあり、緑の回廊の源ともいえる存在である。富士見地区だけの存在ではない。計画全体の中で検討すべき。	皇居は、本区のみならず東京や日本の象徴的空間と認識しております。そのため、第4章 緑の配置方針（P38）では、皇居と周辺の緑地を一体的に「内濠リング」と呼称し、区全体の配置の中で、特出して方針を定めております。 第6章 地域別の方針においては、行政区分上、飯田橋・富士見地域のなかで扱っておりますが、当該地域以外の地域の方針においても、内濠や外濠が位置する場合には、内濠・外濠に対する方針を記載しております。
12	第6章	1.区内に住所を有する方	明大通りに、緑を戻してほしい。	第6章 地域別の方針の「神保町地域」（P75）における緑の取組方針図に示すように、明大通りを、緑の回廊軸と捉えております。まちと駅、界限、拠点等をつなぐ軸として、緑が連続する街並みを創出するよう取組みを進めてまいります。
13	第6章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	大手町・丸の内・有楽町・永田町地域の緑の方針について、新たなスタイルの滞在や活動に沿った多様な空間の創出に賛同する。	第6章 地域別の方針の「大手町・丸の内・有楽町・永田町地域」（P85）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。
14	第7章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	グリーンインフラやより高質な緑化環境を整備するには、産・官・学の連携が非常に重要と考える。地域のまちづくりを担うエリアマネジメント団体との連携を強化し、様々な取り組みに対して柔軟な運用を期待する。	第7章 計画のマネジメントの方針の「区民・企業等との連携」（P88）、「社会実験と社会実装の展開」（P90）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。
15	その他	1.区内に住所を有する方	樋口新区長も広く区民住民の意見を聞く機会を作ると言っている。全員の賛同は得られ無くも広く公開して色々な意見を把握すべきと言われている。この委員会でも上位計画の「都市マスタープラン」でも多くの意見を聞くべきである。	ご指摘のとおり、区民の皆様の生活に関わるまちづくりの計画において、広くご意見をいただくことは重要であると認識しております。そのため、本計画の検討委員会においても、学識経験者や区内で活動する有識者、公募区民の方で構成し、様々な議論を重ね、今回の意見募集にまで至りました。今後も、区に関わる多様な方々の意見を広く伺い、多様な人々の共感を得られるまちづくりを進めてまいります。
16	その他	1.区内に住所を有する方	傍聴も出来ないこの時期に委員会での様な意見が交わされたのかを確認するためある議事録が、第4回千代田区緑の基本計画改定検討委員会（3/29開催）においては3か月経っても公開されず、6/21に公開された。問題ではないか。	傍聴については、委員会開催の2週間前に区のHPで募集をさせていただいておりましたが、ご指摘のとおり、議事録の公開が遅くなってしまったことについて、お詫び申し上げます。今後、迅速に議事録を公開できるようにしてまいります。
17	その他	1.区内に住所を有する方	さくらサポーターとして登録手数料を振り込み、翌日その旨の連絡は入ったが、それ以降の連絡は全くない。コロナ禍ではあるが、定期的に何かしらの連絡がないと、関心が薄れる。	ご意見として承り、担当する部署と情報を共有させていただきます。